

新潟市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年 1月26日

新潟市長

申原ハ一

新潟市規則第 2 号

新潟市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

新潟市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年新潟市条例第33号）第2条の規定の施行期日は、令和6年2月1日とする。